

みんなで守ろう子どもの笑顔

子どもの虐待を防ぐために

（11月は児童虐待防止推進月間です）

児童虐待相談対応件数は毎年増加しており、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況です。今や、あなたの身の周りでも、実際に起こっていることかもしれません。

虐待を受けている子どもは、自分から「助けて」とは言えません。大人の目で気づいてあげることが必要です。

地域・社会全体で子どもたちを見守り、虐待を防止する意識を一人ひとりが持ち、行動することが大切です。

子育て中のお父さん、お母さんへ

次のようなことはありませんか？

- イライラして子どもにあたっ
てしまう
- 自分の子どもなのに、かわい
いと思えない
- つい怒鳴ったり、ひどいこと
を言ったり、無視してしまう
- 子育てがうまくいかない
- 誰も自分の気持ちをわかって
くれないと思えることがある
- 子どもの頃に受けた虐待によ

る心の傷が残っている

子育てを一生懸命しているからこそ、イライラしたり落ち込んでできるものではありません。

子どもに対してイライラ。なぜ？

■時には気分転換を

お父さん・お母さんの心が落ち着かないと、子どもの心も落ち着きません。落ち着きがない状況はイライラにつながります。時には子育てから離れて外出したり、好きな食べ物を食べ

たりして気分転換しましょう。誰かに話を聞いてもらうことも効果的です。

■子どもの気持ちを自分に置き換えてみる

子どもは社会生活の経験不足から自らの心のコントロールが容易ではありません。そのため思い通りにいかず親にとっては、イライラすることもあられるかもしれません。子どもの気持ち

を自分に置き換え考えてみると、見えなかった子どもの気持ちがかかる場合もあります。

■相談してみよう

子育てに不安や悩みはつきものです。イライラしてつい手をあげてしまったり「こんな子いなければいいのに」「このままでは虐待してしまえそう」と思い悩むこともあると思います。

そのような時には取り返しのつかないことになる前にSOSを発してください。だれかに相談することで、なにか解決の糸口が見つかるかもしれません。もしも身近な人に話すことに抵抗があれば、市こども福祉課

家庭児童相談室などの相談機関をご利用ください。

地域の方へ

■虐待かも、と思ったら連絡を
虐待を受けていると思われる児童を発見した場合は、市窓口または児童相談所に通告することが義務付けられています。

虐待という確証がなくても連絡・通告してください。情報が間違っていたとしても責められることはありません。「虐待かもしれない」と思ったら、できるだけ早く相談機関へ連絡してください。

相談機関

◎伊奈庁舎こども福祉課（家庭児童相談室）
☎ 58 - 2111 (内線 4206・4207)
※土・日・祝日・年末年始を除く。

◎土浦児童相談所
☎ 029 - 821 - 4595

◎茨城虐待ホットライン
☎ 0293 - 22 - 0293
※ 24 時間受け付け。(休日はありません)

◎児童相談所全国共通ダイヤル
☎ 189

【緊急の場合】

子どもがひどく殴られたり、蹴られたりしているなど、危害が加えられている場合は、すぐに警察へ **110 番** 通報してください。

◎通報した方の秘密は守られますので、ご安心ください。匿名でも結構です。一人で悩まずに気軽に相談ください。

◎子ども本人からの相談も受け付けています。皆さんを安全にサポートしますので、勇気を出して相談してください。